

## 介護保険料を納め始めるのは

65歳になった月(65歳の誕生日の前日がある月)から第1号被保険者として保険料を納めます。

例	10月1日生まれ	⇒	9月分から
	10月2日生まれ	⇒	10月分から

65歳になる年度の  
保険料について

4月から65歳になる月の前月までの分は、年度末までの納期に分けて、加入している医療保険の保険料(介護保険分)から納めます。65歳になった月から年度末までの分は、年度末までの納期に分けて「介護保険料」として納付書で納めます。

例:10月2日生まれの人の場合

65歳

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	----	----	----

4月～9月分を、年度末までの納期に分けて、加入している医療保険の保険料から納めます。

10月～翌年3月分を、年度末までの納期に分けて、納付書で納めます。